

令和2年6月9日

通所系サービス

短期入所系サービス事業所 管理者 各位

相模原市長 本村 賢太郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護費等の請求について(通知)

日頃から、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)及び短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における新型コロナウイルス感染症に係る通所介護費等の請求について、当面の間、次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を踏まえた通所介護費等の請求について

『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)』(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)において示されたとおり、事業所において、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を適切に評価する観点から、別紙事務連絡のとおり、通所介護費等の請求を可能とします。事務連絡の内容をご確認の上、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

2 具体的な運用方法について

別紙「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護費等の請求におけるQ&A」をご覧ください。

以上

問い合わせ先

福祉基盤課 指導班

電話 042-769-9226

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護費等の請求におけるQ&A

(相模原市における解釈を含みます)

1 何月分から請求は可能ですか。

(答) 令和2年6月サービス提供分の請求からです。(厚生労働省老健局振興課確認)

2 利用者への同意は必要ですか。

(答) 必要です。介護支援専門員と連携の上、利用者から同意を得てください。

また、同意については、書面により得てください。

3 2区分上位の報酬区分として延長加算を取得する場合、市役所への手続きは必要ですか。

(答) 通所系サービスは、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書により、「時間延長サービス体制加算」の届を提出してください。既に届出済みの事業所については、再度提出する必要はありません。

なお、届を提出する場合は、下記表を参照してください。については、本通知の適応期間でなくなった際に、延長加算を算定できる事業所から除外します。

(地域密着型)通所介護報酬区分	届出	提出書類
7時間以上8時間未満	必要	届出書のみ
8時間以上9時間未満 (本通知の適応以外で加算の算定予定なし)	必要	届出書のみ
8時間以上9時間未満 (本通知の適応以外で加算の算定予定あり)	必要	届出書 添付書類一式

通所リハビリテーション報酬区分	届出	提出書類
6時間以上7時間未満	必要	届出書のみ
7時間以上8時間未満 (本通知の適応以外で加算の算定予定なし)	必要	届出書のみ
7時間以上8時間未満 (本通知の適応以外で加算の算定予定あり)	必要	届出書 添付書類一式

4 2区分上位の報酬区分を算定する場合、実際に2区分上位の時間でサービスを提供する必要がありますか。

(答) ありません。実際のサービス区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定できます。

5 通所介護相当サービスについても適応可能ですか。

(答) 通所介護相当サービスについては、今回の通知による適応はありません。